

令和6年度 第3回 焼津市環境審議会議事録

1 開催日時 令和7年3月11日（火） 13:00～14:15

2 開催場所 焼津市消防防災センター4階多目的ホール

3 公開の可否 可

4 傍聴者数 1名

5 次 第

(1) 開会

(2) 市民環境部長あいさつ

(3) 議事

①第2次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）改定版（案）について

②パブリックコメントの結果について

③答申書（案）について

(4) その他

(5) 閉会

6 出席者

（委員）

（事務局）

永田守男 委員

服部 市民環境部長

平井一之 委員

進藤 環境課参事兼ごみ減量推進室長

大石立美 委員

藤岡 環境保全担当主幹

多々良尊子 委員

秋山 カーボンニュートラル推進室長

保科洋子 委員

望月 カーボンニュートラル推進室主事

篠宮 悟 委員

長島博雄 委員

（同席）

柴田亜弓 委員

リコージャパン株式会社

堀池利行 委員

株式会社早稲田環境研究所

7 議事録

(1) 開会

(2) 市民環境部長あいさつ

(3) 議事

【永田会長】

ただいまより、令和6年度第3回環境審議会の議事に移ります。次第に従い、順次会議を進めてまいります。終了予定時刻は14時20分頃となります。皆様ご協力をお願いいたします。

それでは議事に入ります。議事（1）第2次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）改定版（案）について、事務局からご説明をお願いいたします。

【秋山室長】

それでは議事（1）第2次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）改定版（案）について、ご説明いたします。

資料1をご覧ください。今回は、1月31日付けの改定版（案）以降に修正した主な箇所をご説明いた

します。修正箇所には、黄色でマーカーを付けております。

はじめに、9 ページの温室効果ガス排出量の推移になります。この推移表では、直近で算定できる 2020、2021 年の 2 か年分について、新たな算定方法を用いています。修正前までは、推移表の一番右端に、現状年度である 2020、2021 年度と基準年度である 2013 年度を比較した増減率を掲載しておりました。しかし、2013 年度は従前の算定方法であり、新たな算定方法で算定した年度と比較するのは合理的ではないと考え、増減率は削除しました。

修正版では、基準年度についても新たな算定方法を用いて算定して比較した表を、同ページの下方に新たに加えました。基準年度については現在算定中です。

また、この 2021 年度の算定結果 908.5 千トン-CO₂ と、12 ページの折れ線グラフにある 2021 年度の数値 907.5 千トン-CO₂ とが異なることについては、説明を掲載する必要がございましたので、「また、将来推計の結果には、森林吸収量を加味した結果を掲載しています。」と追記しました。

続いて、18 ページです。「②事業者向けの指標」の表ですが、太陽光発電の導入規模の現状値が 43.7 メガワットとなっておりましたが、正しくは 50.1 メガワットでしたので、訂正いたしました。

続いて、28 ページです。「7-4 脱炭素化に向けた具体的な取組内容」の「①家庭での取組内容」の一つとして、宅配の関係で、「配達時の環境負荷を低減するために、配達時間の指定、置き配の選択、店頭受取の選択を心掛ける」を新たに加えました。

32 ページです。「法令を遵守し、省エネルギー、温室効果ガス排出削減に取り組む」については、修正前の「一定規模以上の事業者は」という記述が、一定規模未満の事業者は法令を遵守しなくても良いと解釈されかねないため、この部分を削除しました。

42 ページをご覧ください。42 ページから 47 ページまでのコラムには、令和 7 年 2 月 10 日の環境市民会議で行った個人ワークとグループワークの結果を掲載しております。ワークでは、「2050 年のゼロカーボンシティを実現した焼津のまち」をイメージしていただきました。事務局から「将来の焼津市がこうなっている」という 14 項目の将来像を提示し、それぞれに対して、「実現の必要性が低い」を 1、「実現が強く望まれる」を 5 とした 5 段階の点数をつけるよう投票してもらいました。併せて、その点数を選んだ理由とご意見をいただいたので、一緒に掲載しております。

いくつか紹介させていただきます。「①再エネの拡大」は、「電力は再生可能エネルギーでまかなわれ、火力発電に頼らずに需給と供給がバランスできており、各家庭に環境負荷の低いエネルギーが供給されている」という将来像です。4 点が 6 票、次いで 5 点が 3 票という結果となり、実現が高く望まれる傾向にありました。

43 ページをご覧ください。「④住宅の断熱性の向上」は、「住宅の断熱性能が飛躍的に向上し、夏の冷房費用、冬の暖房費用ともに少なく、健康で快適な暮らしができています」という将来像です。4 点が 6 票で、この項目も実現が高く望まれる傾向にありました。理由としては、「取り掛かりがしやすいと思われる」という理由があった一方で、「改築・改装・建て直しは負担が大きい」というご意見もありました。

44 ページをご覧ください。「⑦各自の選択と少ない不満」は、「主にコスト面で無理なく脱炭素が達成されており、様々な選択肢の中から、各自が自分に合った選択をし、現在の便利さもある程度は維持されている」という将来像です。こちらは、5 点に 5 票が入りました。「特に意識することなくデコ活ができるようになると良いと思う」という理由が見られた一方で、「現時点での選択肢がない中、各自のライフスタイルに合わせることは難しいと思うから」と 3 点を選んだ方もいらっしゃいました。

45 ページをご覧ください。「⑪経済社会システムの改革」は「現在よりも不便な暮らしを受けれることになるものの、その結果、脱炭素化が早く達成されるとともに、大量生産、大量消費、大量廃棄の経

済のあり方が是正されている」という将来像です。こちらは票が分かれました。「不便な暮らしを受け入れることになるものの」という言葉に対し、「新しい豊かな暮らしがあってこそそのデコ活であって、現在よりも不便な暮らしになっているようでは、デコ活は広がっていかない」という声が聞かれました。

46 ページをご覧ください。「⑬公共交通機関の充実」は、「鉄道やバス、デマンドタクシー等の公共交通機関の路線や運行頻度が維持・拡充されて今よりも使いやすくなっており、完全に CO2 を排出しないエネルギーで運行されるようになっていく」という将来像です。4 点に投票した方が 7 名という結果になりました。「高齢化社会に向けて、デマンドタクシー等の活用を促すと良いと思うから」等、現在本市でも一部の地域で運行しているデマンドタクシーに関するご意見がありました。

「⑭吸収源の保全」は、「市内にたくさんの公園が残っており、ジョギングや散歩等が安心して楽しめるとともに、石津公園や大覚寺公園等市民が楽しめる場所が存続し、吸収源の増加に貢献している」という将来像です。こちらにも、実現が高く望まれる傾向がありました。

市民に望まれる将来像がどのような傾向であるかを把握すべく、テーマを設定しました。今回は市民会議の委員 11 名の投票結果となりましたが、一定の傾向が見てとれましたので、市としてどのような施策に力を入れていくかを議論する際に、参考にしていきたいと考えております。

説明は以上です。

【永田会長】

ありがとうございました。

全体としては、前回の審議会委員の皆様のご意見とパブリックコメントのご意見を反映させた形になっております。

お気づきの点がございましたら、ご意見をいただけますでしょうか。

【長島委員】

今説明を受けた中で一番大切だと思うところは、重点施策の設定についての 36 ページのところかと思います。前回ここについて説明を受けたかどうか、確認しておきたいというのが一つ。

また、36 ページ以降には「検討」という言葉がたくさん出てきます。目標年度が 2030 年という限られた時間の中で「検討」という言葉がたくさん出てくる。「検討」は「やらないこともありうる」という意味にもなるかと思うので、そのような表現で良いのかと思うところがあります。

また、「多様な吸収源の強化」についても、「生活環境に少しでも緑化を検討」というふうに「検討」となっているだとか、街路樹や公園の整備をとおして吸収源を増加させるといったことが書いてありますが、このような言葉だけでいいのか、もっと強い言葉はないのかというふうに思います。

それから、海の吸収源の増加としてのブルーカーボンや J-クレジットの活用というように、本当にこれができるのかというようなことが入っているので、十分検討されているかどうかということをお伺いしたいと思います。

【秋山室長】

ご質問ありがとうございます。

36 ページ以降の地域課題に応じた重点施策の部分には、本市の課題に対応した重点施策ということで掲載しております。より意識して推進していくべきこととして、今後、具体的に議論を深めていかなければならないものとして、今回はこのような表現としております。

【長島委員】

この計画が策定された後に、より具体的なものについて検討するような機会がまだあるということですか。進行状況を確認することもあるかと思いますが。

【秋山室長】

焼津市カーボンニュートラル推進協議会という 13 団体の代表が集まる協議会において、このような内容を共有させていただきます。各団体等において、どのようなことができるかということを含めて議論をしながら、内容を協議していければと考えております。

【長島委員】

41 ページにあるとおりですね。

【秋山室長】

そうですね。

【長島委員】

市として実施していくことについて、他人の財産であり、市が管理するものでないものに関しては、述べることができないというような部分があるのでしょうか。

もう少し具体的に言いますと、緑化について、街路樹や公園の整備は市として可能ですが、そのようなところよりも、河川や海岸、山林等の方が遥かに緑の量は多いと思います。しかし、それらは市が管理するものではないから、施策として述べることができないのか。ただ、そのような緑の保全をしっかりとっていく方が、街路樹や公園の整備に比べて面積が大きく、CO2 の吸収についても効果があるのではないかと思います。このようなことについては、市としては述べることができないということでしょうか。

【秋山室長】

市内の河川や山林については、県管轄のものもございます。県においても地球温暖化対策実行計画があり、その中で進めていく内容もあるかと認識しております。そのような内容を見ていながら、市と県とで何か連携ができるものがあればとは考えております。

【永田会長】

ありがとうございます。

基本的に数値化が難しいところですね。環境の分野では、自治体が直接管理できるところの方が少ないので、数値化自体が難しくなっています。ただ、全体図がもう少し見えるようにしていただきたいと思います。焼津市として、どの取組を重点化していくかを明らかにしていただければと思います。

街路樹や公園の整備に関しては、自治体としては、今後どう維持していくかというレベルになってきていますので、規模を拡大するということは、現実的に難しいお話になってきています。ただ、そうすると視点が後ろ向きになってしまいますから、どれだけ市民の皆さんを巻き込む形にしていけるかという点について、もう少し強調した方がよろしいのではないかと思います。

その他、いかがでしょうか。

【平井委員】

私の方からは、まず、長島委員がおっしゃったとおり、「最適なエネルギーの選択」のところの「検討」という言葉の繰り返しについて、「実行する」「実践する」「図る」「推進する」といった前向きなモチベーションの言葉の方が良いと思うというのが、同じ意見です。

それと、先般から申し上げておりますが、せっかく改定するのであれば、新しい情報が必要だというところです。例えば3ページの最初のところ、「実行計画の概要」のところです。パリ協定等が元になって表明した2050年カーボンニュートラルの位置づけの中で、例えば、3ページの「②地球温暖化対策計画の閣議決定と2050年カーボンニュートラル」のところについて、令和7年2月18日に国の計画「地球温暖化対策計画」が閣議決定されています。現在、改定案には2030年に2013年比で46%削減という記述しかありませんが、これでいいのかどうか。今度の閣議決定の中では、2035年に60%、2040年に

73%、そして 2050 年のゼロに向かっていく、ということが、すでに明確に公表されています。このような新しい部分が感じられないということ。

それと、再生可能エネルギーの普及についても、令和 7 年 2 月 11 日に、「第 7 次エネルギー基本計画」が改定されております。地球温暖化対策計画とリンクさせる形になっており、現在の再生可能エネルギーの割合は全体の大体 23%ほどだと思いましたが、2030 年に 36~38%、2040 年に 40~50%という目標を新しく加えています。このような新しい情報をできるだけ加味した方が良いのではないかという気がしています。

一例ですと、30 ページにある家庭における省エネルギー行動のところですが、空調等のところで、「冷房（エアコン）の温度設定は 28 度を目安にする」とあり、できるだけエアコンの使用は節約しましょうという話かと思えます。しかし、平成 30 年に気候変動適応法ができてから、対策に「適応」という概念が入ってきております。無理をして 28 度に設定し、お年寄りが熱中症になったらどうするのかということ。天気予報でも熱中症対策でエアコンを使いましょうと言うことがありますが、これは気候変動適応法ができたからでございます。

30 ページに出ている省エネルギー行動の情報は、古いような気がします。いまだき電球を使う人がいるのかとか、LED 化は当たり前の話だということも含めて、新しい情報を入れていくという努力も必要ではないかという気がしました。せっかく作り変えるので、前の計画の金太郎飴的な部分をできるだけ排除していく。そういう努力が少し足りないかなという感じがしたので、申し上げました。

【秋山室長】

ありがとうございます。ご意見を踏まえて、内容を検討させていただきたいと思えます。

【永田会長】

ありがとうございました。いくつかアップデートすべきところがあるとのことですので、お願いいたします。

先ほどの空調のところ、「暑くなったら市役所に行きましょう」ですとか、2 年くらい前から言うようになりました。28 度というのが行政的には外しづらいかと思えますが、民間の業者でもいろいろなことを取組としてやっておられます。そのようなものもアナウンスするようなことも必要でしょうと。広報等でいろいろとご案内をされていますが、市の活動そのものに取り込んでいただければと思います。

その他はいかがでしょうか。

【多々良委員】

42 ページ以降の環境市民会議における意見交換の内容についてです。環境市民会議のメンバーの方は、やはり意識が高い方が集まっておられると思えます。貴重なご意見だと思えますので、この結果のまとめ方が少しわかりにくいかなと思えました。例えば、棒グラフの左に「投票理由」「意見」とあり、それぞれ四角の吹き出しと少し丸い吹き出しになって掲載されております。ただ、内容を見ますと、理由と意見がどこで区切られているのだろうかと思い、ほとんど同じような気がしました。また、これは 11 名の方のご意見ですから、数そのものにあまり統計的な価値があるというものではないと思えます。

せっかく貴重なご意見ですので、もう少しまとめ方を工夫していただけないかなと思えました。

【永田会長】

ご検討をお願いいたします。今は AI にかけて、デザインしてくれたりします。それを使えということではないですが、言葉を綺麗に拾ってくれますので、少し参考にされてはいかがでしょうか。母集団についてはやはり弱いですが、せっかくですのでぜひご活用いただければと思います。

また、今の話で言うと、コラムに対して、最後に市の意見がありません。いただいた意見について市

としてはどう考えるかということはあった方がいいでしょう。せっかくのご意見ですので、これをどう評価し、どう取り組んでいきたいとか、そのようなものがあった方が良くと思います。

その他、気になった点はございますでしょうか。内容的にもパブリックコメントの方に関わってきますので、そちらと合わせて、また後ほど皆様のご意見を伺いたいと思います。

では次に、議事（２）パブリックコメントの結果について、事務局からご説明をお願いいたします。

【秋山室長】

それでは、議事（２）パブリックコメントの結果についてご説明いたします。資料２をご覧ください。

第２次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）改定版（案）に対する市民意見の公募につきましては、広報やいづ２月号と市のホームページで周知し、２月５日から２月２８日まで実施しました。資料の閲覧場所は市役所本庁舎の情報公開室と環境課、大井川庁舎、市内の各地域交流センターのほか、市のホームページに掲載して実施しました。

今回は、４人から１５件のご意見がありました。資料２に、ご意見と市の考え方、計画改定版（案）の変更の有無をまとめました。番号順に説明をさせていただきます。資料１もお手元にご用意ください。

意見番号１につきまして、資料１の４ページをお開きください。４ページの「GWP 値」と８ページの「地球温暖化係数」が同じものであれば、表記を統一した方が良くというご意見でした。ご意見を踏まえ、４ページの「GWP 値」を「地球温暖化係数」に修正し、表記を統一しました。

次に、意見番号２につきましては、９ページをお開きください。「市における１人あたりの二酸化炭素排出量の推移を全国や静岡県の数値と比較しているが、産業構造等によって大きく異なり、推定方法も大雑把な按分であるので、他と比較するのは意味がないように思う」というご意見でした。こちらにつきましては、「算定方法や産業構造が異なっていることは承知しておりますが、日本や静岡県の CO2 排出量の推移も掲載して、世の中の動向も把握しておくことに意義があると考えています。」と市の考え方を示し、変更はしないこととしております。

意見番号３につきましては、１０ページをお開きください。「１０ページと１２ページの温室効果ガス排出量や、１５ページと１８ページの太陽光発電の導入規模等、数値が一致しないと思われる場所がある。一致しない理由があれば、それを記述すべき。」というご意見です。こちらについては、先ほど説明をさせていただきましたとおり、追記及び修正をしております。

意見番号４につきましては、１７ページをお開きください。前段の「太陽光発電の導入・利活用の方針が記載されているが、FIT の発電量と FIT 外の発電量をどのように見込み、目標にどう織り込んでいるのかよくわからない。」というご意見に対しましては、「現時点で普及している太陽光発電は、FIT 制度による普及を想定しています。今後に関しては、FIT 制度での導入を検討する方々もいれば、FIT 制度を活用せずに導入する方もいると想定されますので、FIT 制度での導入目標等を設定するのではなく、地域内で FIT 電源も含めて『導入すべき太陽光発電の規模』を数値としては掲載しています。」と、市の考え方をお示ししております。

意見番号４の後段、「２０５０年の家庭の目標値が２０３０年のそれを下回っていることに合理的な説明が必要だと思ひます。」というご意見につきましては、「人口減少、省エネ技術の進歩等が進み ２０５０年に家庭で消費される消費電力量が著しく減少する見込みのため、家庭部門で必要となる太陽光発電が減少するという推計結果となっております。」とお示し、変更はないこととしております。

意見番号５と６については、先ほど説明いたしましたとおりですので、割愛させていただきます。

意見番号７について、３９ページをお開きください。「多様な吸収源の増加」に対し、「森林面積が少ない焼津市においても、カーボンニュートラルに貢献する『地域材利用の推進』は、必要な取組だと思ひます」

というご意見です。「木材を建築物等に利用することは、新たな炭素貯蔵庫を作ることとなり、二酸化炭素の排出削減に寄与し、必要な取組であると認識しています。今後、木材利用による効果について、市民への理解の醸成等を図る形にできるか、エビデンス等の情報を研究してまいります。」とお示しております。静岡県としては県産材の利用拡大を促進していますが、市としてどう普及促進を図っていくかは今後の研究課題であると考え、変更はなしとさせていただきました。

意見番号 8 は、「市民向けに説明を要する用語が多くあるように思う」というご意見です。これまでも用語に注釈はつけていましたが、まだ注釈をつけるべきものがあるのではないかとのご意見でした。ご意見を踏まえ、用語の解説を新たに加えました。計画改定案の中で、各ページの下の方に黄色くマーカーをして追加しております。

意見番号 9 は、要約すると、「地球温暖化は自然の摂理であり、人間がコントロールできることではないのではないか」というご意見でした。これについては、「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、2023 年 3 月に公表した『第 6 次評価報告書統合報告書』で、『人間活動が主に温室効果ガスの排出を通じて地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850～1900 年を基準とした世界の平均気温は 2011～2020 年に 1.1℃の温暖化に達した』ことを報告しています。」と説明させていただいた上で、「本市としては、未来を担う子供たちの社会をより良く、暮らしやすくするためにも、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいくべきであると判断しているため、脱炭素に関する取組をより推進していきたいと考えている」とをお示しました。

意見番号 10 は、先ほど説明させていただきましたので割愛いたします。

意見番号 11 について、15 ページをお開きください。「『再生可能エネルギーの導入状況』の表の『導入ポテンシャル』という言葉は、正しくは『導入実績』ではないか」というご指摘です。こちらはご指摘のとおりでしたので、修正いたしました。

意見番号 12 につきましては、7 ページをお開きください。運輸部門の算定結果について、「自動車のみの算出となっているが、自動車だけではないのではないか」というご意見でした。「鉄道と船舶は、実行計画（区域施策編）の算定マニュアルにおいて、本市の場合は算定対象として義務付けられていないことに加え、主流となる算定方法が全国平均から算定する手法となっており、本市の実態と乖離が大きくなることが想定されるため、算定対象から除外しました」とお示しし、変更なしとしました。

意見番号 13 につきましては、太陽光発電による電力を作る利点を 4 点と欠点を 2 点いただき、ご自身の考えを述べていただいております。市の考え方として、「太陽光発電設備設置によるメリットがあり、本市にも適した再生可能エネルギーであると認識しています。引き続き、太陽光発電設備設置によるメリット等につかまして、周知をしてまいります。」と書かせていただきました。

意見番号 14 につきましては、「今後に進むべき道」として、「太陽光と作物を共有するワークシェアリングにより、遊休の農地を有効に使う」と「青地の農地にも設置できるように法令を変える」というご意見がありました。「ワークシェアリング」というのは、営農型太陽光発電「ソーラーシェアリング」のことについておっしゃっていると見られますので、市の考え方にはそのように書かせていただいております。ソーラーシェアリングとは、農地に支柱を立て、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う取組になります。市の考え方として、農地法では、青地でもソーラーシェアリングの設置が可能となっていること、ただし、農業上の土地利用との調和を図りながら農地における営農の適切な計画を前提とするもので、周辺農地の農業上の効率的な利用に支障が生じないようにする等、許可要件や必要な基準を満たすことが必要になるという説明をさせていただいております。

最後の意見番号 15 についても、「今後に進むべき道」として、「ペロブスカイトを使用し、住宅の屋根

に初期費用なしで設置する」とご意見で頂戴しております。市の考え方としまして、「知見や情報を収集し、研究してまいります。」とさせていただきます。

パブリックコメントの結果についての説明は以上です。

【永田会長】

ありがとうございました。

まずは、市の主なご回答について、ご意見をいただきたいと思います。関連して、先ほどの議題（１）に戻っても結構ですので、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

私の方からは、ご意見の４番、FIT の関係のことと家庭の目標値についてご意見をいただいているところについてです。16 ページの図で、家庭の再生可能エネルギーの導入目標が 2030 年から 2050 年にかけて低くなっていることについて疑問をお持ちになっています。

市の考え方とご説明から、グラフの意図は合っているのかと思うところがあります。人口減少と省エネ技術の進歩が進んで、家庭の消費電力が減る。だから太陽光発電はしなくて良いという話に読めますよね。でも、ご意見の前段に対する回答には FIT の推進のことが書かれていて、太陽光発電は消費電力とは関係なく推進しますというご説明をされています。これに対して、家庭の消費電力が減るから太陽光はいらないという話になってるのは矛盾しているということになります。

FIT の導入そのものが、家庭の消費電力としてだけでなく、電力を売ることができるということから、一般のご家庭も発電所にしましょうという政策的意図を持っていたはずですが。そうすると、グラフの意図は何かという話になろうかと思います。

省エネ技術は関係なく、人口減少によって、発電できるご家庭そのものが減るという可能性はあるかと思いますが、消費電力が減るからという理由は少し意図が違うだろうということになります。また、他の部門でも消費電力が減っていくはず。そのように考えると、16 ページのグラフと、いただいた４番のご意見、市のご説明では、少し話が合わないかなと感じます。

また、FIT で言えば、買い取り期間が徐々に終わり始めているので、そのあたりの見込みもかなり今後変わるんじゃないかと思います。買い取りをされないから発電設備を外すということはないかとは思いますが、少し捉え方を変える必要があるのではないかと感じております。

そして、９番のご意見についてです。こちらは学者の世界ではある程度成立している話ではありますが、市の回答の中に「政府間パネルでは疑う余地がないと報告している」とあります。そのとおりではございますが、相関関係が示されているだけで、因果関係が示されているわけではないということを理解した上で、９番のようなご意見が出ているのだと思います。CO2 の排出量、メタンガスの排出量、温暖化の伸びが大体一緒であるというのが政府間パネルの考え方です。そのことを否定するわけではありませんが、本当にそれが直接の原因だという因果関係は説明できていないというのが学者の言い方になっています。それを念頭に、このようなご意見を書かれてるんだろうと思います。

市の考え方、答え方としても、政府間パネルがそう言ってるからいいんだということではなく、もう少し優しくお答えいただいた方が良いのではないのでしょうか。現状、他の要因が見つからず、放っておけない。だから、可能性のある問題については、将来のために今できることに取り組むのだという意味をはっきりさせていただければと思います。相関関係どおりに因果関係があったという場合に向けて、何もなくて良いというわけではありません。その点も踏まえて、みんなで取り組んでいきたいと思いますというスタンスだということを回答していただければと思います。

私からは以上ですが、皆様よろしいでしょうか。お気づきのことがございましたら、事務局にご連絡をいただければと思います。

では、議事（３）答申書（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

【秋山室長】

議事（３）に移る前に、当日配布資料としてお配りした「各部門の算定方法と算定結果」について少し説明させていただきます。

前回の環境審議会の際、「計画改定案の６、７ページの温室効果ガスの現況把握の表の算定式に、具体的な数字を入れるとわかりやすい」というご意見をいただきました。これについて、本日の審議会でお示しするとしていたものです。算定式に数値を入れておりますので、ご確認いただければと思います。

それでは、議事（３）答申書（案）について、ご説明いたします。読ませていただきます。

（答申書（案）を読み上げ）

こちらの答申書につきましては、永田会長と平井副会長にご出席いただき、３月２５日に市長へ答申を行う予定でおります。

【永田会長】

ありがとうございました。答申についてはよろしいでしょうか。

【平井委員】

確認ですが、「焼津市環境基本計画の改定について」とありますが、地球温暖化対策実行計画は焼津市の環境基本計画に含まれるという解釈でよろしいですか。気候変動適応計画や生物多様性地域戦略を一つの冊子にするというケースはよくありますが、環境基本計画があって、気候変動適応計画・地球温暖化対策実行計画・生物多様性地域戦略等を一つにまとめるというケースも、最近一つのトレンドになっていると思います。環境基本計画の中に地球温暖化対策実行計画があるという解釈で良いのでしょうか。

【秋山室長】

はい。第３次焼津市環境基本計画の第５章に、第２次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）を位置づけております。

【平井委員】

環境基本計画の冊子の表紙「第３次焼津市環境基本計画」の下に、「第２次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」と記載があります。確かに一つの冊子になっていて、第５章に地球温暖化対策実行計画があるので、一緒になっているという解釈で良いのかと思い、質問させていただきました。

【永田会長】

環境基本計画の第５章の内容を変えるという理解でよろしいでしょうか。

【秋山室長】

はい。

【永田会長】

基本計画の今後の扱いについての話ですので、別途事務局と相談ということにさせていただきます。それから、当日配布資料については、この内容に差し替えるということですか。

【秋山室長】

本日の会議用の資料でして、差し替えるものではありません。

【永田会長】

わかりました。差し替えるのであれば表記を工夫してほしいと思いましたが、それならば結構です。

では、今年度最後となりますが、委員の皆様、他に何かございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日私が担当する議事は全て終了いたしました。
進行を事務局にお返しいたします。

(4) その他

【進藤参事】

永田会長、議事の進行をいただきありがとうございました。
続きまして、次第4のその他です。事務局より連絡事項がございます。

【秋山室長】

事務局から、審議会委員の任期についてご連絡いたします。

皆様には令和5年4月1日付けで委員にご就任いただきましたが、焼津市環境基本条例第20条で、委員の任期は2年と規定されていることから、この3月末で、今回の任期が満了ということになります。

市民代表の大石委員、多々良委員、保科委員、事業者代表の渡瀬委員、柴田委員の5名の方におかれましては、誠に残念ではございますが、3月末でご退任ということになります。大石様、多々良様、保科様、柴田様、本日もご欠席ですが渡瀬様、長い間本当にありがとうございました。この場をお借りして御礼申し上げます。

事業者代表委員につきましては、現在推薦依頼を事務所等に送付をさせていただいております。また、行政代表委員につきましても、推薦依頼を事務所に送付させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

永田会長、平井副会長、市民代表の篠宮委員、長島委員につきましては、引き続き委員を務めていただきますようお願いをさせていただいてるところでございます。

よろしくお願いいたします。

(5) 閉会

【進藤参事】

本日はお忙しい中、焼津市環境審議会にご出席いただき、貴重なご意見、ご提案をいただきありがとうございます。今年度の審議会は今回で終了であります。

以上で、第3回焼津市環境審議会を閉会とさせていただきたいと思っております。

本日はありがとうございました。